

愛知県子どもの学習・生活支援事業 実施要領

1 趣旨

この要領は、愛知県が生活困窮者自立支援法に基づき実施する「生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

2 事業目的

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境に関する支援を推進することを目的として実施する。

3 実施主体

本事業は、愛知県が事業を適切に実施できる法人（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとし、その委託に関する事務は県福祉相談センターで行う。

4 事業の対象者

次の各号のいずれにも該当する者のうち、県福祉相談センター長が事業の利用が必要と認める者とする。

(1) 次のいずれかの世帯に属する子ども

ア 生活保護受給世帯

イ 自立相談支援機関において相談支援を行う世帯

ウ ア及びイに準ずる状況にある生活困窮世帯

(2) 実施地域に居住する 18 歳に達する日の属する年度の末日までの者であること。

(ただし、高等学校、専修学校（高等課程）に在籍している者は 20 歳に達する日の属する年度の末日までの者であること。)

(3) 小学校、中学校、高等学校、専修学校（高等課程）に在籍していること又は高等学校等への進学を目指していること。

(4) 子ども及びその保護者に本事業への参加の意思があること。

5 事業内容

本事業は、次の（1）から（4）の取組を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することとする。

(1) 学習支援

高校等受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し

(2) 生活習慣・育成環境の改善

ア 子どもに対する支援

(ア) 居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した支援員による相談支援、子ども
同士の交流場所の提供

(イ) 日常生活習慣の形成

居場所づくりの場における後片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、
日用品の使い方に関する助言等

(ウ) 社会性の育成

日常生活における挨拶や言葉使いに関する助言等

(エ) 体験活動等

調理実習、農業体験、年中行事の体験や企業訪問、大学見学等

(オ) 高校生世代への支援

高等学校進学者や高校等中退者等に対する居場所の提供や個別相談、職場体験、
自立した社会生活を行うための助言等

イ 保護者に対する支援

(ア) 子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、食生活や衛生環境の改善、子どもとの接し方に関する
助言、講座や相談会の開催等

(イ) 巡回支援等を通じた世帯全体への支援

保護者面談等による相談支援、必要に応じた自立相談支援事業の利用勧奨、各種
支援策の情報提供や利用勧奨等

(3) 進路選択等に関する支援等

ア 進路相談等

子ども及び保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公
的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援等

イ 関係機関との連絡調整

ほかの学習支援事業の事業実施者との連絡調整、教育機関をはじめとした各種支
援者との情報交換や会議の開催、必要に応じた生活困窮者自立支援制度の各事業の
実施主体との連絡調整等

(4) 「大学等受験料及び模擬試験受験料支給事業」との連携

支援対象世帯に対し、県福祉相談センターが実施する「大学等受験料及び模擬試
験受験料支給事業」の情報提供や事務手続支援、県福祉相談センターとの連絡調整
等を行う。

6 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、「子どもの学習・生活支援事業に関するガイドライ
ン」(令和7年6月9日社援地発0609第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課
長通知)を参照すること。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づくひとり親家庭

の子どもに対する生活・学習支援事業や社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する学習の機会を提供する事業（地域と学校の連携・協働体制構築事業における地域未来塾））、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童育成支援拠点事業その他関連する施策との連携を図るよう努めること。

（3）関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。連携に当たっては、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成27年3月27日社援地発0327第7号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照しつつ、事業趣旨の共有や学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい関係を構築するほか、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、支援者となる地域の教員OB等の紹介につながるという視点も持って、積極的にこれを行うこと。

（4）必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うこと。

（5）子どもの貧困の解消には保護者や世帯全体の課題解決が不可欠であることから、自立相談支援機関やその他の関係機関につなげることが必要と認められる場合には、確実にこれを行うこと。

（6）関係機関と個人情報を共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

（7）支援の充実のためにも、必要に応じ、生活支援の観点から取り組まれている、地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）と連携し、子どもの将来の自立に向けた様々な経験・体験の提供に努めること。

（8）軽食の提供を行う場合に当たっては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。また、食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。なお、食材費については、必要に応じ、実費を徴収することができるが、その場合はその食材費の算定根拠を明確にしておくこと。

附 則

この要領は、令和5年1月16日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年1月25日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年2月17日に施行し、令和8年4月1日から適用する。